

大山町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和4年1月6日

大山町監査委員 石黒 澄男  
大山町監査委員 野口 俊明



大山町長 竹口大紀様  
大山町議会議長 米本隆記様

大山町監査委員 石黒澄男  
大山町監査委員 野口俊明

令和3年度定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり監査結果の報告を決定したので提出する。

記

第1 監査の要領

1 監査の基準

本監査は、大山町監査基準に準拠して行ったものである。

2 監査の対象

令和3年度の事業として随意契約により締結した、次のものを対象とした。

- (1) 契約額が30万円以上
- (2) 工事・業務等は問わず全ての事業
- (3) 単価契約は含まない

3 監査の目的

本年7月に他県の自治体において随意契約に関して不適切な契約事務処理があったとして、多くの職員が処分されたとする報道発表があった。

このことを踏まえ、本町においても随意契約に関する事務が、法令等に従い適正な執行が確保されるよう監査を実施したものである。

4 監査の着眼点

本監査における着眼点は、以下の3点である。

- (1) 契約の方法を随意契約とする理由が妥当であるか
- (2) 契約手続きが適正に執行されているか
- (3) 恣意的に分割している契約はないか

## 5 監査の実施日

令和3年12月1日（水）

## 6 監査の方法

定期監査の実施にあたり、事前に全庁から令和3年度事業として締結した随意契約についての資料を徴した。その中から複数の契約を抽出し、担当課から追加資料を求め、内容のヒアリングを行い、監査を実施した。

## 第2 監査の結果

契約の事務処理等に関して、おおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理に改善を要する事項が見受けられた。

なお、本定期監査において改善を要するものとして勧告した事項は、地方自治法第199条第15項の規定に基づき、措置の内容を報告すること。

### 1 項目別監査結果

#### (1) 随意契約理由の妥当性について

本監査では、複数事業の随意契約理由書を確認したところ、妥当性については、おおむね明確な理由が付されていた。しかし、一部の契約事務では、その理由が整理されていないものが多数見受けられた。

競争性を担保する観点から、入札によらず随意契約とするためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する必要がある。その中でも、同条同項第2号から第7号については該当する理由を明確にする必要があるため、その理由が書面で残るよう周知徹底されたい。

#### (2) 契約事務の適正な執行について

本監査では、見積書の徴取数が1者のみであるものが散見された。原則2者以上から徴取することとされる中、見積書の徴取が1者で良いとされる場合は、機械器具等の修繕で分解等しなければ見積もれないといった場合や、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第7号に該当するものの内、契約できる相手が1者しかいない時のみだと認識している。

なお、第5号の緊急の必要による場合については、柔軟に対応できるよう事業の緊急性を踏まえたうえ、1者とすることもできると考える。

今後、より公平・公正な契約となるよう、前例に捉われず、改めて事業を遂行できうる者が他にいないのか調査、検討に努められたい。また、仮に1者しかいないのであれば、その理由を書面で整理するよう周知徹底されたい。

#### (3) 恣意的な分割発注について

本監査では、一括して競争入札によるべきであったにも関わらず、分割

することにより事務が簡略化できる随意契約を行っていたものが散見された。その概要は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定される金額以下となるよう、少額の修繕を複数契約されるといったものであった。また中には、建設工事指名競争入札参加者等審査委員会（以後、指名審査会という。）の担当事務から外れるよう少額の複数契約にしていると疑われるものもあった。以下に具体的な事例を示す。

	事業名	契約締結日	契約金額 (円・税込)
事例	〇〇〇〇〇No1△△△取替修繕	R3.8.5	385,000
	〇〇〇〇〇No2△△△取替修繕	R3.8.5	385,000
<p>本修繕事業は随意契約により執行されており、随意契約理由書、1 者から見積徴取する業者選定理由書が整理されていなかった。</p> <p>また契約締結日及び修繕位置が同一であり、同一の施工業者であったため、本来であれば総事業費 770,000 円の修繕事業 1 件で契約すべき事例である。</p>			

このような所管課の対応は、全体の予定価格に関わらず各課での契約、業者選定が可能となるため、契約の公平性に関して疑念を抱かれかねない。特定の所管課には口頭指導を行ったが、全庁各課についても、大山町財務規則ほか法令等に従い適正な事務執行に努められたい。

## 2 勧告する事項

この度の監査で、緊急時の工事・修繕等の契約時に分割契約や指名審査会を通していない等の事例が多い傾向にあった。また、指名審査会の担当事務に関しては、全庁での認識の統一が図れていない状態であることがわかった。以上のことから、次の 3 点について対応求める。

- (1) 緊急時の契約について、あらためて手続きを整理し、再度周知徹底を図ること。
- (2) 緊急時の指名審査会の取り扱いについて、緊急の調整が必要となるため、事務の簡素化を含めて検討すること。
- (3) 緊急時に限らず、指名審査会にかけるべき案件に漏れないよう、担当課の判断に関わらず事業ごとに明確になるよう事務手続きの改善を検討すること。